

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成20年度定期監査等（学校監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成20年度財政援助団体監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

監 査 公 表

監 査 公 表

静岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

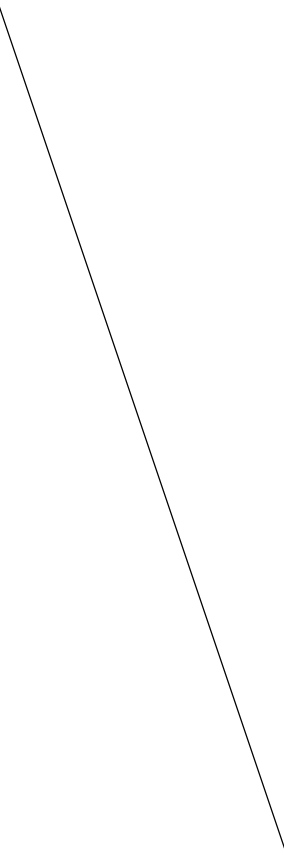
平成20年10月29日

静岡市監査委員 海 野 洋
 同 戸 谷 雄 一
 同 田 形 清 信
 同 片 平 博 文

記

監査の種別	定期監査等（学校監査）
監査の対象	市立の小学校、中学校、幼稚園から抽出した学校・園
監査の範囲	平成20年度（平成20年4月1日～7月31日）における事務事業の執行
監査の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員事務局職員による提出書類監査 抽出した小学校28校、中学校15校、幼稚園4園を対象として実施 2 監査委員事務局職員による学校での帳票簿冊等の実査 1のうち小学校5校、中学校4校、幼稚園1園を抽出して実施 3 監査委員による本監査及び学校施設の調査 2のうち小学校1校、中学校1校を対象として実施
監査の結果	<p>各学校・園における事務事業の執行について、関係書類の監査及び現地調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p> <p>なお、改善が望まれる軽易な事項については、別途指導した。</p>

監査の期日

対 象	提出書類監査	学校・園での監査等
<p><提出書類監査></p> <p>清水入江、清水浜田、清水岡、清水船越、清水有度第一、清水有度第二、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水辻、清水江尻、清水飯田、清水飯田東、清水高部、清水高部東、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水中河内、清水西河内、清水和田島、蒲原西、蒲原東</p> <p style="text-align: center;">以上 小学校28校</p> <p>清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、清水第六、清水第七、清水第八、清水飯田、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水両河内、蒲原</p> <p style="text-align: center;">以上 中学校15校</p> <p>清水高部、清水小島、清水小河内、清水和田島</p> <p style="text-align: center;">以上 幼稚園 4 園</p> <p style="text-align: center;">計 43校 4 園</p>	<p>8 月 15 日</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>10 月 1 日</p>	
<p><学校での帳票簿冊等の実査></p> <p>清水入江、清水有度第一、清水辻、清水高部、清水和田島</p> <p style="text-align: center;">以上 小学校 5 校</p> <p>清水第六、清水第七、清水第八、蒲原</p> <p style="text-align: center;">以上 中学校 4 校</p> <p>清水和田島</p> <p style="text-align: center;">以上 幼稚園 1 園</p> <p style="text-align: center;">計 9 校 1 園</p>		<p style="text-align: center;">9 月 17 日</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p style="text-align: center;">9 月 18 日</p>
<p><本監査及び学校施設の調査></p> <p>清水有度第一小、清水第七中</p> <p style="text-align: center;">計 2 校</p>		<p style="text-align: center;">10 月 1 日</p>

1 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の状況は、次のとおりである。

目的外使用許可（2日以内の使用）				一時的使用承認 （2日以内の使用）					
社会教育的行事	公共団体行事	その他	計						
件	人	件	人	件	人				
35	4,523	3	500	161	11,887	199	16,910	69	4,795

提出書類に基づく学校長許可に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可件数は199件で、この内訳は、社会教育的行事35件、公共団体行事3件、その他161件となっていた。

また、市主催行事への一時的使用承認のうち、学校長許可に係る2日以内のものは69件であった。これらの事務処理について、学校・園において抽出監査したところ、決裁手続きについて、一部誤りが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 郵券の受払状況

教育委員会事務局から各学校・園へ交付された郵券の受払状況は、次のとおりである。

(単位 枚)

区 分	ハガキ	切 手	計
繰越累計 (A)	601	4,986	5,587
受入累計 (B)	46	15,368	15,414
払出累計 (C)	37	4,769	4,806
7月末残 (A+B-C)	610	15,585	16,195

郵券及び受払簿の取扱いについて、学校・園において抽出監査したところ、おおむね適正に処理されていたが、旧蒲原町から引き継いだ郵券について、受払簿に未記入のものがあつたので適正な事務処理をされたい。

3 備品の管理状況

各学校で使用されている今年度購入又は過去に購入された備品について、管理状況を抽出監査したところ、一部見積執行に誤り等が見受けられたが、おおむね適正に処理さ

れているものと認められた。

4 施設及び薬品類等の安全管理状況

器具等の安全対策の状況について、9校1園において監査した結果は、次のとおりである。

- (1) サッカーゴール、移動式防球ネット、その他遊具等については、おおむね鉄製の錘、鉄筋杭、土嚢等で固定し、また、使用しないものについては、相對させ鎖で固定する等の転倒防止対策が実施されていたが、一部移動式ネットを固定する錘が用意されていたが、使用されていなかったもので、適正に管理されたい。
- (2) 防火シャッターは、自動感知式を除き、手動開閉装置式のものについては、操作スイッチの蓋に鍵等を付けたり、注意喚起の張り紙を貼付し、いたずら等による事故防止対策を実施していた。また、シャッターの周囲は、障害物が置かれていることはなく整理されていた。
- (3) テレビ及びキャビネット等は、おおむね固定式バンド、固定金具によるボルト止め等により転倒防止対策を実施していたが、一部保健室の薬品棚、廊下に設置されている清掃用具ロッカーに転倒防止対策をしていないものがあったので、早急に改善されたい。
- (4) 薬品等の管理については、規定に基づき薬品等は、施錠できる理科準備室で、鍵のかかる薬品庫に保管され、薬品管理簿の作成及び定期点検を実施していたが、一部薬品庫に「医薬用外劇薬（劇物）」の表示がないものや記録簿に残量の記載誤りや校長の検印の無いものが見受けられたので、適正な管理をされたい。

また、幼稚園において、保健室で使用する薬品の管理簿が作成されていなかったが、在庫数、使用期限の管理等が必要と思われるので改善されたい。

5 施設等の修繕に係る状況

提出資料に基づく校舎、施設等の補修、改修を必要とする箇所は、43校4園のうち41校4園で109か所となっており、その主な申し出は次のとおりである。

- (1) 安全面については、防球ネットの取替及び補修、腐食による藤棚の改修、グランドフェンスの取替、各教室に落下防止手摺りの設置、門扉の設置及び改修、プール石垣の改修等。
- (2) 健康・衛生面については、水道管の改修、プール濾過装置の修繕、トイレの排水設備、悪臭対策及び間仕切りの改修等、家庭科室の改修、ガストーブの更新等。
- (3) 施設管理面については、校舎の雨漏り修繕、校舎壁面の塗替え、グラウンド等排水設備の改善、屋外に設置している下駄箱の改善、散水施設の改善・増設等。

6 個人情報保護の管理状況

児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について、9校1園におい

て監査した主な結果は、次のとおりである。

- (1) パソコンは、施錠できる専用の保管庫に保管されていた。USBなどの外部記録媒体は、一括して主に教頭が管理していた。
- (2) 個人情報流出などの防止のため、個人情報等のデータの保存、管理については、各学校に専用サーバーを設置し、集中管理していた。
- (3) 業務上、止むを得ず個人情報を外部へ持ち出す場合、「持ち出し記録簿」により学校長又は園長の許可を得て持ち出していた。

個人情報の外部への持ち出しについては、小学校では、ほとんど持ち出しがなく、一部の小学校では、原則持ち出しを禁止している学校もあった。一方、中学校では、部活動の指導等でデスクワークの開始が遅くなってしまうことなどの理由で、小学校に比べ持ち出しが多く見られた。

以上、個人情報の保護及び情報セキュリティの状況については、「静岡市立学校（園）情報セキュリティポリシー」に基づき、各学校において定める「静岡市立学校（園）情報セキュリティ実施手順」により、おおむね適正に管理されているものと認められたが、一部パスワードが保管庫に貼られている学校や管理簿に外部記録媒体のデータ削除日の記載が漏れていた学校も見受けられたので、適正に管理されたい。

7 学校給食の管理状況

学校給食については、監査対象の小学校28校のうち23校が自校調理方式、5校が給食センター方式による学校給食を実施し、中学校15校のうち、12校が校外調理委託、2校が給食センター方式、1校が自校調理方式で実施していた。

なお、校外調理委託による中学校は、生徒の希望により校外調理委託と弁当持参の選択制となっていた。

抽出した9校1園について、学校長等の検食の実施及び記録簿、牛乳・パン等の受領簿及び2週間の冷凍保存を監査したところ、おおむね適正に管理されているものと認められたが、一部検食者氏名や保存食の廃棄日の記入漏れ等が見受けられたので、適正に事務処理されたい。

8 防犯・交通安全対策の状況

防犯や交通安全対策等の状況について、9校1園において監査した結果は、次のとおりである。

学校及び園内への外部からの侵入者対策としては、教育委員会作成の「不審者対応マニュアル」に基づく門扉の閉鎖、職員の防犯ホイッスル携帯、来校者の記録と名札等の着用、ネットランチャー、さすまた等の防犯器具の設置、地元交番やボランティアとの情報交換、職員や児童・生徒による不審者侵入対応訓練及び職員の研修等を実施していた。一部来校者に対する事務室等への要件申し出の表示や受付が実施されていなかった学校や門扉が

常時開いている状態となっていた学校があったので、適正に管理されたい。耐震工事中であるとはいえ門扉が常時開いている状態は、防犯上適正とは言い難いため、業者と協議のうえ改善されたい。

また、登下校時の不審者対策や交通安全対策については、「スクールボランティア」や「有度子どもを守る会」など、学校、地域自治会、PTA及び警察等関連機関との積極的な連携がとられていた。

9 意見・要望事項

(1) 個人情報の保護について

個人情報の紛失等情報漏えい事件は依然として発生している状況にあるため、「静岡市立学校（園）情報セキュリティポリシー」に基づく厳正な管理により、情報漏えい等の事故防止に努められたい。そのため職員一人一人が情報セキュリティの内容を十分理解し、遵守するよう努めるとともに、より一層の情報管理意識の浸透を図るよう努められたい。

(2) 学校、家庭、地域のパートナーシップの確立について

各学校における諸問題を解決するにあたっては、学校、家庭、地域が子どもの教育について問題意識を共有し、パートナーシップを確立していくことが重要であるので、より一層の努力をされたい。

ア 登下校の児童・生徒の安全確保について

今回抽出した43校4園から提出された定期監査資料では、「登下校における児童・生徒の安全確保」及び「在校時の安全確保」に関することが課題事項として25件挙げられており、不審者等の出没はやまない状況にあることから、学校、地域自治会、PTA及び警察等関連機関との連携を密にして、児童・生徒の安全確保に努められるよう要望する。

イ 教育活動及び学校運営に対する理解と参画について

今年度本監査対象校の清水有度第一小学校では、「学校応援団」の研究校として、学校、PTA及び地域が一体となって、「赤ペン先生」、「図書館ボランティア」等の事業を実施し、清水第七中学校では、「学校評価システム」の策定において、地域住民の参画を得て取組まれていた。これらの事業は、家庭、地域の教育活動及び学校運営に対する理解と参画を促進し、地域の子どもは、地域で育てるという目的で実施されていた。

次世代を担う子どもの育成にあたっては、学校のみならず保護者、地域が一体となって、より一層の連携と信頼を築かれることを要望する。

(3) 教育委員会に対しての意見

各学校・園を所管する教育委員会への意見として、教育基本構想の中に、「学びの場となる学校は、子どもたちが明るく楽しく、希望に満ちた生活が送れるような環境でな

ければなりません。」とあるように、教育環境の整備は、ソフト面、ハード面とも重要であることから、各学校からの施設修繕要望については、計画的かつ児童・生徒への安全性や衛生面を最優先し、緊急性、重要性を適切に判断の上、対応されたい。

監 査 公 表

静岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成20年10月29日

静岡市監査委員	海 野	洋
同	戸 谷	雄 一
同	田 形	清 信
同	片 平	博 文

記

監査の種別 財政援助団体に対する監査

監査の対象

- ・ 静岡市精神保健福祉団体補助金

所管部局 保健福祉子ども局保健衛生部保健所精神保健福祉課
援助団体 静岡市断酒会

- ・ 静岡市立小中学校PTA連絡協議会補助金

所管部局 教育委員会事務局教育部学校教育課
援助団体 静岡市PTA連絡協議会（旧静岡市立小中学校PTA連絡協議会）

監査の範囲 平成19年度中における財政援助に係る出納その他の事務の執行が、交付目的どおりに適正かつ効果的に実施されているか、対象団体の当該事務について監査した。

監査の方法 帳票簿冊の監査

監査の期日 平成20年9月16日から平成20年10月28日まで

監査の結果 各団体に交付された補助金は目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

静岡市精神保健福祉団体補助金

1 監査対象団体

静岡市断酒会

(設立目的)

会員相互の協力・交流・啓発を通じて会員が断酒を継続するための自助努力及びより良き社会生活を構築するための自立更生を援助・支援することを目的として活動する旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の各地区断酒会を統括する静岡市断酒会として平成18年4月1日に設立された。

2 監査対象事務事業の実施状況

平成19年度に行った事業の概要は、次のとおりである。

(1) 事業目的

酒害に悩む本人及び家族に対して、酒害相談活動、酒害の予防と啓発活動を実施するため各種事業を実施している。

(2) 事業概要

ア 総会

平成19年4月28日(土) 静岡県断酒会館 出席者71人

イ 酒害相談活動

(ア) 開催場所 保健所、例会場、支援センターおさだ、その他

(イ) 相談件数 138件

ウ 断酒例会

(ア) 例会名 小例会、定例会、初心例会

(イ) 参加人数 6,080人

エ 大会・各種行事への参加

(ア) 行事名 中部ブロック(岐阜)大会、御殿場断酒会35周年記念大会 他6行事

(イ) 参加人数 174人

オ 研修会への参加

(ア) 研修名 家族会、静岡市ブロック酒害相談研修会 他6行事

(イ) 参加人数 350人

カ 地域活動への協力

(ア) 活動名 アルコール問題協議会講演会、静岡県精神保健衛生大会 他1行事

(イ) 参加人数 94人

3 静岡市からの補助金

- (1) 支出科目 平成19年度一般会計歳出
4款 衛生費 2項 保健予防費 2目 精神保健費
19節 負担金、補助及び交付金
- (2) 名 称 精神保健福祉団体補助金(静岡市断酒会)
- (3) 金 額 1,333,000円(前金払)
(支払日 1回目:平成19年 7月12日 667,000円)
(支払日 2回目:平成19年12月20日 666,000円)
- (4) 予算措置 当会に対する補助金の予算措置は、会からの要望(平成18年10月1日要望書提出)に基づき、当初予算で対応していた。

4 収支の状況

平成19年度における収支の状況は、次のとおりである。

(単位:円)

収 入		支 出	
前年度繰越金	172,415	県本部負担金	910,100
会 費	1,390,000	全断連代議員会費	180,000
入 会 金	17,000	相 談 啓 蒙 費	1,710,008
特 別 会 費	99,000	事 務 局 費	278,169
全断連代議員会費	42,000	研 修 費	823,600
研 修 費	445,422	慶 弔 費	188,454
静岡市補助金	1,333,000	交 際 費	77,194
社会福祉協議会補助金	107,000	雑 支 出	27,718
県断酒会助成金	223,200	予 備 費	0
寄 付 金	213,400	(小 計)	(4,195,243)
雑 収 入	338,663	翌年度繰越金	185,857
合 計	4,381,100	合 計	4,381,100

5 書類の整備状況

監査した帳票簿冊のうち主なものは次のとおりである。

- (1) 市所管部局
精神保健福祉団体補助金交付決定伺決裁、同補助金確定通知伺決裁、事業活動報告書、補助金要望書、支出負担行為決定伺書等
- (2) 監査対象団体
会則・規程集、総会関係綴、会員名簿、補助金交付申請関係綴、預金通帳、静岡東北

断酒会会計関係綴、静岡中西断酒会会計関係綴、静岡南断酒会会計関係綴、静岡清水断酒会会計関係綴、静岡庵原断酒会会計関係綴

6 指摘事項

次の事項については適切な措置を講じられたい。

実績報告書と共に市に提出された平成19年度決算書について、歳入における市補助金の額が市から交付された平成19年度補助金の額と異なっていたため、補助団体においては決算額の修正及びチェック体制の強化を図るなど是正措置を講じられたい。(措置済)

また、所管課においては、補助団体に対する監督、指導を徹底すると共に事業完了後に提出される報告書について十分な精査を実施し、適切な対応を図る等の是正措置を講じられたい。(措置済)

7 意見、要望等

(1) 市所管部局関係

ア 補助金の交付決定の起案によると、静岡市断酒会への補助金交付理由として「酒害からの回復者及びその家族としての経験を生かし、酒害に悩む本人及び家族等の相談を受け、酒害の予防と啓発活動を実施すること等により、市民の福祉向上が図られると期待されるため。」とあるが、一般的に事業費のすべてが補助金の交付対象となるわけではない。このため、補助団体に対して補助金の支出目的や妥当性を明らかにするうえからも事業費のうち、補助の対象項目、対象経費等を明確にする補助金交付要綱等を作成するよう検討されたい。

イ 補助金交付確定の際には、補助団体から提出される決算書及び実績報告書が、静岡市補助金交付規則及び補助金交付決定通知書の補助金交付条件と合致しているか否かを精査し、補助団体に対する適正な指導、監督をされたい。

(2) 監査対象団体関係

ア 収支経理については、静岡市断酒会会則を遵守のうえ、下部組織である各地区断酒会を指導し、適正な事務処理をされたい。

イ 静岡市断酒会の実施する酒害相談活動や酒害の予防・啓発活動は、アルコール依存症等の酒害に悩む本人やその家族が健全で健康的な社会生活を取り戻すための一助として重要な活動と思われる。

平成19年度末現在の会員数は115人となっているが、19年度の入退会者実績を見ると入会者数21人に対して退会者数18人と実増は3人であった。今後も会員が断酒を継続するための自助努力及びより良き社会生活を構築するための自立更生を援助・支援するための活動を継続的に展開のうえ、少しでも多くの酒害に悩む人を減らし、会員の定着率の向上に努力されるよう要望する。

静岡市立小中学校PTA連絡協議会補助金

1 監査対象団体

静岡市PTA連絡協議会（旧静岡市立小中学校PTA連絡協議会）

（設立目的）

静岡市PTA連絡協議会（平成20年5月規約改正により名称変更）は、子どもたちの幸せを考え、PTA相互の連絡を図り、親和と協力を密にし、会員の研修を図り、よりよい教育環境をつくることを目的に設立された組織であり、平成15年4月1日の旧静岡・清水両市の合併に伴い両市の組織が統合され、新たな組織として設立されたものである。

2 監査対象事務事業の実施状況

監査対象団体における平成19年度の主な事務事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 会議等の開催状況

ア 総会

開催日：5月13日（日）

会 場：グランシップ

内 容：事業報告、決算報告、事業計画、予算の審議等

イ 理事会

開催日：4月18日（水）、5月16日（水）、6月20日（水）、8月29日（水）

10月17日（水）、1月16日（水）、3月12日（水）

会 場：グランシップ（4回）、青年研修センター（3回）

内 容：各専門委員会からの報告、各ブロックの活動状況など

ウ 専門委員会

委員会名	開催日	会 場	内 容
成人教育委員会	6月15日(金) 8月31日(金) 2月8日(金)	グランシップ グランシップ グランシップ	会員の教養の向上、家庭教育、PTA活動のあり方等について
広報委員会	6月12日(火) 9月1日(土) 10月23日(火) 1月22日(火)	グランシップ 静岡労政会館 清水庁舎 グランシップ	広報紙の発行、ホームページの運営、広報紙コンクールの実施など
校外生活育成委員会	7月4日(水) 9月28日(金) 10月22日(月) 1月19日(土)	グランシップ グランシップ 青年研修センター 清水文化センター	青少年の健全育成についての研修、家庭や地域での子どものしつけ、青少年の校外補導など
保健体育委員会	6月29日(金) 9月22日(土) 10月26日(金)	グランシップ あざれあ あざれあ	児童・生徒の健康安全についての研修、会員相互の健康増進活動など
環境教育委員会	6月27日(水) 12月3日(月) 12月15日(土)	青年研修センター グランシップ 市教育センター	児童・生徒の学習環境や地域の環境問題についての研修など
母親委員会	4月27日(金) 6月8日(金) 10月16日(火) 2月16日(土) 2月18日(月)	グランシップ グランシップ グランシップ アイセル21 グランシップ	子どものしつけや保健等の家庭における母親の役割や家庭教育のあるべき姿についての研修など

エ 行政懇談会

開催日：7月6日(金)、12月5日(水)

会 場：ホテルシティオ

内 容：市長を囲み市PTA連絡協議会活動や市行政について懇談

オ こども総合補償制度検討委員会

開催日：7月18日(水)

会 場：損保ジャパン

内 容：平成19年度募集結果と平成20年度の募集について

カ 規約検討委員会

開催日：7月25日(水)

- 会 場：グランシップ
内 容：平成20年度に向けての規約見直しについて
- キ 静岡市立小中学校PTA大会準備会
開催日：8月1日（水）、11月6日（火）
会 場：グランシップ、静岡市民文化会館
内 容：大会日程、役員組織、役割分担など
- ク 日本PTA全国研究大会滋賀びわこ大会
開催日：8月24日（金）、25日（土）
開催地：滋賀県
参加者：10人
- ケ 教育懇話会
開催日：9月26日（水）、1月23日（水）
会 場：県教育会館
内 容：静岡の教育について
- コ 全体会長会
開催日：10月13日（土）、2月23日（土）
会 場：市教育センター、市健康文化交流館「来・て・こ」
内 容：前期及び後期活動報告、各ブロック会など
- サ 会長・副会長候補者選考委員会
開催日：10月17日（水）、1月16日（水）
会 場：グランシップ、青年研修センター
内 容：単位PTAからの推薦状況など
- シ 社団法人日本PTA関東ブロック研究大会栃木大会
開催日：10月19日（金）、20日（土）
開催地：栃木県宇都宮市
参加者：17人
- ス 静岡県PTA大会浜松市大会への参加
開催日：11月17日（土）
会 場：アクトシティ浜松
- セ 静岡市立小中学校PTA大会
開催日：12月1日（土）
会 場：静岡市民文化会館
内 容：善行賞表彰、広報紙コンクール表彰、講演など
- ソ 新旧理事引継会
開催日：3月22日（土）
会 場：ホテルシティオ

- 内 容：平成20年度組織づくり、専門委員会の引継など
 タ 会計監査
 開催日：3月28日（金）
 会 場：清水庁舎
 内 容：平成19年度会計監査

3 静岡市からの補助金

- (1) 支出科目 平成19年度静岡市一般会計歳出
 10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育指導費
 19節 負担金、補助及び交付金
- (2) 名 称 平成19年度静岡市立小中学校PTA連絡協議会補助金
- (3) 金 額 7,508,000円（前金払）
 （支払日 1回目：平成19年7月19日 3,754,000円）
 （支払日 2回目：平成19年11月1日 3,754,000円）

4 収支の状況

平成19年度における収支の状況は、次のとおりである。

（単位：円）

収 入		支 出	
静岡市からの補助金	7,508,000	事務費	5,840,786
会費	5,455,100	事業費	4,186,205
雑収入	163,609	負担金	1,770,732
前年度繰越金	689,405	積立金	146,000
		予備費	0
		（小計）	(11,943,723)
		翌年度繰越金	1,872,391
計	13,816,114	計	13,816,114

5 書類の整備状況

監査した帳票簿冊のうち主なものは次のとおりである。

- (1) 市所管部局
 市立小中学校PTA連絡協議会補助金関係綴、支出負担行為何書綴
- (2) 監査対象団体
 支出調書綴、県P連関係綴、市P連専門委員会綴、市P連理事会・会長会綴、
 市P大会綴、市P連事業別綴、預金通帳

6 意見、要望等

(1) 市所管部局関係

当協議会は、旧静岡・清水両市の合併を契機に旧両市の団体が統合し新たに設立されたもので、本年度が6年目となる新しい組織であるが、その前身は古く、当該補助金も旧静岡市においては昭和36年から交付されているものである。

補助金は、毎年当協議会から補助金交付要望書の提出を受け交付していたが、補助金額の算定根拠や補助金額確定に伴う実績報告内容の確認等が不十分な点が見受けられた。所管課として補助事業の効果、補助金の必要性、有効性について十分検証し、補助金本来の交付目的を達成するために、補助対象経費等の見直しを含め補助金交付要綱等の作成について検討するとともに、補助金交付事務の適正な執行に努められるよう要望する。

(2) 監査対象団体関係

教育環境については、少子化による学校の統廃合、生徒・児童の学力低下、いじめ等による不登校など様々な問題を抱えている状況にある。

こうした状況のなか、当協議会は成人教育、校外生活育成、環境教育など様々な分野において調査研究を行い、長年に渡り本市における教育行政の一翼を担ってきたところである。今後も、当協議会の果たすべき役割の重要性を認識し、会員相互の連携を図り、調査研究を重ね更なる教育環境の向上に努めると共に、本市教育行政の発展のために寄与されることを要望する。